

助成金申請者の皆様へ

「町内会への加入証明書」取得にあたっての留意点

町では、令和3年4月より、新たに甲洋小学区及び下田小学区に転居された方に「甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金」を交付しております。

交付要件のひとつとして、町内会への加入をお願いしており、申請につきましては、「町内会への加入証明書」の提出が必要となります。

町内会加入のご理解と地域活動のへのご協力をお願いいたします。

1. 証明書の目的

- ・新たにお住まいになった方へ町内会加入を促進し、地域活動に参加していただくことを目指したものです。

※この証明書がない場合は、助成金が交付されません。

2. 証明書の取得の際にご注意いただきたいこと

- ・証明書への署名・押印は、町内会長に依頼してください。
- ・町内会長を訪ねる際は、助成金を申請する本人（または配偶者の方）が直接依頼してください。

3. 加入期間と状況調査

- ・助成金の要件として、取得した住宅に10年以上定住し、かつその間町内会に加入していただくことが必要となります。
- ・町内会を途中で退会した場合は、助成金を返還していただくことがあります。
- ・町では、一定期間経過後に状況調査を行う予定としております。

問い合わせ先

政策推進課 移住・定住促進担当

代表 0178-56-2111（内線 224）

直通 0178-56-4273